入札説明書

【電子入札システム対象案件

/最低価格落札方式】

業務名称: 2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配

送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務(単価契約)

調達管理番号: 23a00842

第1 入札手続

第2 業務仕様書(案)

第3 経費に係る留意点

第4 契約書(案)

別添 様式集

2024年2月28日 独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2024年2月28日

調達管理番号 23a00842

2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

3. 競争に付する事項

- (1)業務名称: 2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務(単価契約)
 - (2) 選定方式:一般競争入札(最低価格落札方式)
 - (3) 業務仕様:「第2 業務仕様書(案)」のとおり
 - (4) 業務履行期間 (予定): 2024年4月1日から2026年3月31日

4. 手続全般にかかる事項

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合に はこちらが連絡先となります。

T102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課

【電話】080-7106-9840

上記電話番号でつながらない場合には03-5226-6609へおかけください。

【メールアドレス】e sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp) またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

(2)書類等の提出方法

1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出、授受は電子入札システムで行います。ただし、一部書類についてはメールでの提出となります。

詳細は別紙「入札手続・締切日時一覧表」をご覧ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip 形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難い場合は、上記(1)の連絡先までお問い合わせください。

2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html

3)書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、下見積書、技術提案書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より(もしくは社内責任者に cc を入れて)メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの2ページを参照ください。

https://www.jica.go.jp/announce/notice/ku57pq00002mbjis-att/operating manual 02.pdf

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 1 5 年細則 (調) 第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従 事者を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成1 1年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効して いない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程 (総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。 具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a)競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止 期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b)資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、 入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進め

3

¹ 競争参加資格確認申請書、下見積書は認証済の ICカードより電子入札システムを介して提出されるため、押印を省 略する旨のご連絡は不要です。

ます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和O4・O5・O6年度全省庁統一資格で「役務の提供等」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- (3) 共同企業体、再委託について
 - 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、 上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、各社 毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、 構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助 的な業務に限り再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、電子入札システムより以下の1)を提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

- 1) 提出書類:
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
 - c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)
 - d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - 共同企業体結成届
 - 共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記 a)、b))
- 2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果は電子入札システムで確認することができます。期日までに結果が通知されない場合は、上記「4.担当部署等(1)書類等の提出 先」にお問い合わせください。

6. **その他関連情報** 該当なし。

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する際に、下見積書を PDF 等に変換の上、添付ファイルとして提出ください。下見積書に

は、商号または名称及び代表者氏名を明記してください。

- (1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (2)消費税及び地方消費税の額(以下「消費税額等」)を含んでいるか、消費税額等 を除いているかを明記してください。
- (3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1)業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・ 締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付 して提出ください。
- (2)公正性·公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3)上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。 https://www.jica.go.jp/chotatsu/buppin/koji2023.html
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1)競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、入札書受付締切予定 日時までに、電子入札システムの「辞退届」提出ボタンから辞退届を提出してくだ さい。
- (2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札開始日時: 2024年3月19日(火) 17時00分
- (2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「12.入札方法等」をご覧ください。

11. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)

には入札者を失格とします(入札者側のPCのトラブルによる場合も含む)。

12. 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2)入札会の手順
 - 1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同シス テム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行しま す。

- 2) 再入札及び不落随意契約交渉
 - a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札 通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されてい る入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。
 - b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2 回目の再入札を行います。
 - c) 2回まで行っても落札者がないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交 渉に応じて頂く場合があります。

(3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要 事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。
- (5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

13.入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 明らかに連合によると認められる入札
- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

14. 落札者の決定方法

- (1)発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。 落札者は、入札金額の内訳書(社印不要)をメールで提出ください。なお、内訳に 出精値引きを含めることは認めません。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽 選機能により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格 入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、 入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格と

- し、改めて落札者を確定します。
- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判 断された場合
- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩 序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

15.契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に基 づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を 希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第4 契約書(案)」を参照してください。なお契約書 (案)の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて 照会ください。
- (3)契約保証金は免除します。
- (4)契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づ き、両者協議・確認して設定します。

16. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に 契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を 有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表しま す。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参 照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせてい ただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職しているこ と、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職している
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて いること
- 2) 公表する情報
 - a)対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - b)直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - c)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - d) 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法

人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

17. その他

- (1)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の 見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用 等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7 営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.手続全般にか かる事項(1)書類等の提出先」までご連絡ください。
- (3) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ 株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。
 - 同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。
 - 本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。
 - (https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase kokunai 230125.pdf)

第2 業務仕様書(案)

この業務仕様書(案)は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」)が実施する「2024-2025年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務(単価契約)」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書(案)に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)は、JICA が有する本部(二番町センタービル、市ヶ谷ビル、竹橋ビル)、国内拠点及び在外事務所等(支所・出張所・フィールドオフィスを含む。以下同じ。)に加え、国内外の事業関係者に対し、定期刊行物、研修教材、その他の書類・荷物を配送している。

2. 業務の目的

本業務は、JICA本部(二番町センタービル)から発送を行う①定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務、②その他の書類・荷物の海外向け配送業務を行うものである。

なお、本業務仕様書において、「発送」とは送付物を発出する行為を指し、「配送」 とは発送から指定の場所までの配達完了を指す。

3. 履行期間

2024年4月1日から2026年3月31日まで(24ヵ月)

4. 業務の内容(業務範囲の概略は添付1参照)

- (1) 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務
- ① JICA の定期刊行物・研修教材(詳細は添付2参照)について、封入あるいは梱包、 宛先ラベル作成・貼り付けを行う。封入に必要な封筒や梱包資材は受注者が用意す る。なお、JICA の国内拠点・在外拠点の所在は、JICAウェブサイト参照。
- ② 定期刊行物の国内発送は、1 部・2 部の場合はゆうメールでの郵送、3 部以上の場合は宅配便を使用する。
- ③ 定期刊行物・研修教材は、別の受託業者により、受注者が指定する首都圏の納入場所に搬入される(納入場所を変更する際は時間的余裕を持って連絡すること)。納入後、3営業日迄を目途に国内外の指定先に速やかに発送する。

(2) 書類の海外向け定期配送業務

- ① 在外事務所宛ての書類(定期配送は書類に限定し、荷物は随時発送を行う)を JICA 郵便発送センター(二番町センタービル 2 階)で集荷し、指定の在外事務所まで 配送する。
- ② 集荷は、JICA の指定する曜日・時間帯に行う。在外事務所宛ての場合は原則週2 回、それ以外の宛先の場合は週1回とする。

- (3) 書類・荷物の海外向け不定期配送業務(JICA 在外事務所・支所等を含む)
- ① 上記の定期配送以外の海外向け書類・荷物について、定期配送集荷の他、JICAからの連絡を受け、JICA郵便発送センター又はJICAの指定場所(都内)で集荷し、配送する。なお、送付先情報の封筒や伝票の作成は、JICAの発送依頼部署が行う。
- ② 書類以外の荷物は、書籍、CD、DVD、ステッカー類等を想定しているが、荷物の配送範囲は総務部総務課と協議する。破損の恐れがあるものについては、発送前に総務部総務課又は JICA 内の発送依頼部署とともに内容を確認し、梱包方法を相談の上、発送を行う。

(4) その他

- ① 発送した定期刊行物・研修教材、その他の書類・荷物について、総務部総務課又は JICA 内の発送依頼部署の求めに応じて配送状況を追跡・確認する。万一、発送した書類・荷物・定期刊行物等の未着や紛失等の問題が発生した際は、総務部総務課 及び JICA 郵便発送センター(二番町センタービル2階)に連絡・相談の上、配送業者と問題解決にあたる(補償交渉を含む)。
- ② 宛先不明等で返送されてきた書類・荷物については、発送依頼元に連絡の上、返却するか、再送の手配を行う。
- ③ その他、追加的に発生した業務(例:発送時の挨拶状・お礼状の挟み込み等)については、追加業務1件当たり、入札時に定めた封筒梱包の単価を適用し、JICAに別途請求する。
- ④ 本業務に係る作業に必要なスペースは受注者が確保する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 配送方法

配送方法は、発送から指定の場所まで迅速かつ確実に配達完了できる方法のうち、トラッキングが可能な最も経済的な方法を利用する(原則、国内・海外ともに普通郵便以下の料金を確保すること)。海外向けは、海外航空クーリエ便(国際郵便含む)とし、船便での送付は認めない。また、各国の通関事情等により一部の国宛てについては配送業者(郵便を含む)が限定される場合があるため、指定の場所まで迅速かつ確実に配達完了できる方法(業者)を確認すること。ただし、受注者が選んだ配送業者では迅速かつ確実に配送できない場合は、総務部総務課からの指示に基づき、配送業者を変更すること。

(2) 海外配送に要する期間

海外配送に要する期間は、JICA 郵便発送センター又は JICA の指定場所での書類・荷物引取りから、海外の指定場所への配送まで原則 7 日間以内とする。各国の通関事情等により 8 日以上要することが予想される場合には、発送前に総務部総務課に事情を説明し、承認を得る。

(3) 秘密の保持

受注者は本業務の実施過程で知り得た情報を、本契約の目的外に使用又は第三者に 開示もしくは漏らしてはならない。また、そのために受注者の業務従事者に対し必要 な措置を講じなければならない。

(4) 発送・配送における送付物の損傷、紛失およびその他問題発生時の対応

- ① 本契約に定める業務に係るトラブルについては、各種法律で責任が問われない事例を除き、受注者が第一義的に責任を負う。トラブルが発生した際は遅滞なく総務部総務課に報告する。特に、発送後3週間が経過しても当該荷物が未着の事態が発生した場合、速やかに JICA 郵便配送センター及び総務部総務課に報告し、対応を協議すること。
- ② 各種定期刊行物の封入から発送時までの間および配送中に生じた送付物の損傷、紛失については、①により免責される事例を除き、受注者が損害分を補償する。

(5) JICA 在外事務所の位置づけ等

① 海外発送の宛先のうち、JICA 在外事務所に関しては、新設、転居又は閉鎖等により変更が生じる場合がある。

6. 成果物・業務提出物等

受注者は、支払請求時に以下(1)、(2)の報告書を作成し、請求書と併せて JICA に提出する。請求書及び報告書の作成にあたっては、受注者にて内容を十分に確認し、 実績件数・金額の集計や記載に不備がないよう留意する。

(1) 取扱件数報告書(各月)

- ① 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務:配送した定期刊行物・研修教材毎に配送方法(国内であれば郵便、宅配便、メール便等の別、海外であれば郵便、航空クーリエ便等の別)及び送付先を一覧表にまとめたもの。
- ② その他の書類・荷物の海外向け配送業務:配送物毎に配送手段(郵便、航空クーリエ便等の別)及び送付先を一覧表にまとめたもの。

(2) 経費精算報告書(各月)

① 請求金額の内訳を示したものを添付する。また、契約単価で定められたもの以外、たとえば、本業務に関連して受注者が宅配業者等、第三者への支払を行ったもの(宛 先不明による再送費用等)については、その領収書を添付する。領収書の原本は受注者が10年間保管すること。

7. 経費支払方法(成果物との関係)

前月末までの配送分を翌月 15 日までに JICA に請求する。ただし、9 月、3 月分については、当該月の下旬(具体的な日程は別途 JICA から連絡)までに JICA に請求する。

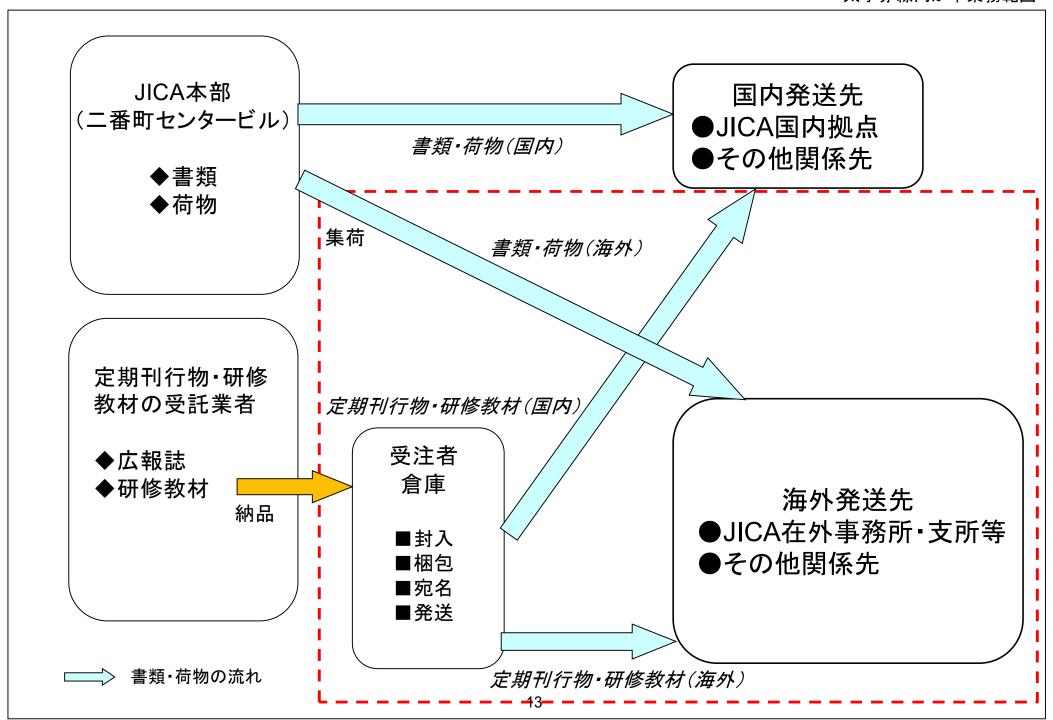
- (1) 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務
- ① 発送作業費(封入、宛先ラベル作成・貼り付け、梱包に要した経費)、資材費(封筒、梱包資材)、発送費(送料)は、契約で定めた単価に基づき JICA に請求する。また、受注者が配送に要したその他経費(宅配便等使用の場合の送り状記入料、必要に応じた郵便局への送付経費等)があれば同時に JICA に請求する。
- ② 国内作業及び国内配送業務については、単価表に基づき算出した金額に消費税を加算した金額を JICA に請求する。
- ③ EMS(国際スピード郵便)は、配送に係る伝票とともに実績金額(ただし、日本郵便株式会社が定める基準額を上限)を JICA に請求する。

(2) 書類・荷物の海外向け配送業務

- ① 契約で定めた単価に基づき、JICA に請求する。なお、発送を証するため、請求書には送付先の一覧表等を添付するとともに、発送に係る配送伝票を受注者にて 3 年間保管し、JICA からの請求に応じて提出する。
- ② EMS は、配送に係る伝票とともに実績金額(ただし、日本郵便株式会社が定める 基準額を上限)を JICA に請求する。
- ③ 契約に定めのないもの(重量や容積取りが規定を超えるものや壊れやすいもの)があった場合、経済的な発送方法を受注者が相見積等で判断し、実費が市場価格以下である証明書類を付した上で、各月の請求に合わせて JICA に請求する。
- ④ 配送する荷物の内容に疑義が生じた場合、受注者は発送前に総務部総務課に連絡し、 配送の可否、価格について承認を得る。

添付 業務範囲図 (定期刊行物・研修教材及びその他の書類・荷物の配送業務)

-- 太字赤線内が本業務範囲



第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書(案)に規定されている業務の内容を十分 理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以 下のとおりです。

(1)経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。添付1を参照 の上で作成する添付2及び添付3に基づき各単価を設定の上、想定数量と掛け 合わせて入札金額を設定してください。

入札金額の内訳は添付 4 のとおりです。なお、様式内における想定数量については、過去の実績に基づいた想定であるため、その数量の発注を約束するものではありません。

【業務の単価】

- ① 定期刊行物・研修教材(書類・荷物)の国内・海外向け配送業務(添付2)
- ・国内、海外配送分におけるラベル作成貼り付け・梱包、封筒・梱包資材、送料 を含みます。
- 国内の発送料に関しては、ゆうメール及び宅配便の単価を示してください。
- ・海外の発送料に関しては、地域もしくは国ごとに区分してそれぞれの単価を示してください。定期刊行物(書類・荷物)の各単価表は、一例であり、様式は問いません。

なお、海外発送については、トラッキングが可能で各地域に配送できることが 確実なクーリエを選定の上、単価を設定してください。

- ② 書類・荷物 (不定期分) の海外向け配送業務 (添付3)
- ・発送料に関しては、地域もしくは国ごとに区分してそれぞれの単価を示してく ださい。各単価表(書類・荷物)は、一例であり、様式は問いません。

発送については、トラッキングが可能で各地域に配送できることが確実なクー リエを選定の上、単価を設定してください。

(2)消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税を除いた金額を記載してください。入札金額と消費税(海外取引分を除く)の総和が契約金額となります。 海外取引(非課税)分として、定期刊行物及び不定期配送分のいずれにおいて も「書類・荷物の海外発送に関する経費(送料)」が該当します。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

支払条件は、全ての書類・荷物が国内・海外の指定先に到着したことを確認後 支払いとする。経費については、契約単価表及び実績による。受注者が業務完了 にあたって取扱件数及び経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付

14

すること。発注者は取扱件数及び経費精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。 受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

添付資料

- 添付 1 JICA 定期刊行物・研修教材一覧及び年間想定発送部数
- 添付2 定期刊行物・研修教材の配送業務に係る年間費用積算項目
- 添付3 書類・荷物(不定期分)の海外向けに係る年間費用積算項目
- 添付4 積算様式

JICA定期刊行物・研修教材一覧及び年間想定発送部数

	名 称	重量 (g)	サイズ	年間発送 回数	発送想定部数(月)	発送想定部数(年間)	内訳シート番号	備考	
1	JICA Magazine(和) (隔月1日発行)	約115	A4	6	24,946	149,676	1		
2	JICA Magazine(英) (1・4・7・10月1日発行)	約400	A4	4	4,645	18,580	2		
3	JICA年報(和)	約400	A4	1	1,298	1,298	3		
4	JICA年報(英)	約650	A4	1	1,585	1,585	4		
5	クロスロード国内(通常号)	約100	A4	10	856	8,560	5		
6	クロス在外(通常号・増刊号)	約100	A4	12	93	1,116	6		
7	クロス国内(増刊号)	約100	A4	2	別シート⑦を参照	40,637	Ī		
8	研修オリエンテーション資料	手帳:約88 テキスト:約90 CD:約100			別シート⑧を参照	別シート⑧を参照	88		
9	青年研修用教材	約83	14X11X1	1	709	709	9		
10	プリ用物品	徽章:約20 修了証書:約5 証書ケース:約 350 メディカルカード:約5 災害マニュアル:約10	徽章(30× 43mm) 修了証書 (A4) 証書ケース (A4) メディカル カード(A4) 災害マニュ アル(80× 105mm)	1	別シート⑪を参照	別シート⑩を参照	10		

①JICA Magazine(日) 内訳(概算/月)

在外事務所·支所等小計	1,765
国内拠点小計	897
JICAプラザ小計	130
수計	2 792

その他、外部向けに各回以下の部数を発送予定				
国内(1部、ゆうメール)	20160件	20160部		
国内(2部、ゆうメール)	93件	186部		
国内(3部以上、宅配便)	203件	1808部		
合計	20.456件	22 154部		

総計 24,946

発送業 者配布	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	43
2	JICA北海道(帯広)	50
3	JICA筑波	100
4	JICA東京	100
5	JICA横浜	50
6	JICA中部	200
7	JICA関西	107
8	JICA中国	82
9	JICA九州	40
	JICA二本松	30
11	JICA駒ヶ根	20
12	JICA東北	25
13	JICA北陸	30
14	JICA四国	20
	小計	897

JICAブラザ 部数 1 JICA横浜(図書資料室) 100 2 JICA二本松 30 (小計 120			
		JICAプラザ	部数
2 JICA二本松 30	1	JICA横浜(図書資料室)	100
小計 120	2	JICA二本松	30
טפו ומיני		小計	130

	在外事務所·支所等	部数		在外事務所·支所等	部数
	アジア			北米·中南米	
1	インドネシア	118	69	キューバ	N/A
2	マレーシア	20	70	ドミニカ共和国	19
3	フィリピン	80	71	エルサルバドル	13
4	<u>91</u>	76	72	グアテマラ	5
5	カンボジア	60	73	ホンシュラス	21
6	ラオス	90	74		30
7	東ティモール	20	75	ニカラグア パナマ	2
8	ペトナム ミャンマー 中華人民共和国 モンゴル ブータン	40	76 77	ハテマ 	4
10	中華人民共和国	20 10	78	セントルシア アルゼンチン	8 10
11	エンゴリ	15	79	ナルビファン	20
12	Lンコル ゴーお、		80	ポリピア ブラジル ブラジリア	28 7
13	ノーフィ バングラデシュ	8 30	81	ノフフル ゴニミルマ	······ <u>'</u>
14	インド	30	82	エクアドル	7 10
		5	83	パラグアイ	
16	パキスダン	5 10	84	ペルー	65 21
17	スリランカ	3	85	アメリカ合衆国	30
18	アフガニスタン	1	86	ジャマイカ	12
19	ネハール パキスタン スリランカ アフガニスタン キルギス なジキスなっ	9	87	ベリーズ	5
20	<u> </u>	5	88	ベリーズ コスタリカ ウルグアイ	10
21	タジキスタン ウズベキスタン	35	89	<u> </u>	1
22	モルディブ		90	チリ コロンビア ベラフェラ	13
23	モルディブ ジョージア	2 5	91	コロンピア	11
24	カザフスタン	N/A	92	ベネズエラ	15
25		N/A		小計	347
	小計	692		大洋州	
,	中近東		93	フィジー ハイチ	24 5
26	イラン イラク	1	94	ハイチ	5
27	イラク	4	95	パプアニューギニア	50
28	パレスチナ	6	96	トンガ	6
29	ョルダン シリア マミラは	3	97	バヌアツ	7
30 31	エジプト	N/A	98 99	サモア	35
32	エロッコ	80 17	100	ソロモン マーシャル ミクロネシア	30 10
33	エーーン(コ		100	ことして シャング	
34	ものう チュニジア レバンシ イエメン 11112121212121212121212121212121212121	5 N/A	101	パラオ	6 5
35	7 T J V			キリバス	N/A
36	イエクノ サムス『マニピマ	1	103	小計	178
37	サウジアラビア アルジェリア	N/A			1/8
٥/		N/A 117	104	欧州・東欧	9
	小計 アフリカ	117	104	トルコ バルカン	3 10
38	スーダン	15	100	<i>/ ソドルノ</i> フランス	10
39	ス・プン エチオピア	14	107	フランス イギリス	3
40	ガーナ	14 50	,	小計	26
41	ケニア	20			
42	マラウイ	5			
43	マラウイ ナイジェリア	7			
44	南アフリカ共和国 ウガンダ	8			
45	ウガンダ	8			
46	タンザニア	8			
47	サンヒア	100			
48	タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン	2			
49		5			
50	カメルーン コートジギローボ	3			
51 52	カメルーノ コートジボウール マダガスカル	2			
53	ヾラル ヘルル エザンピーカ	15 50			
54	モザンビーク ルワンダ	20			
55	セネガル	0			
56	コンゴ民主共和国	1			
57	南スーダン	N/A			
58	ジブチ	15			
50	IUANU P	N/A			

405

②JICA Magazine(英) 内訳(概算/月)

在外事務所·支所等小計	3,185
国内拠点小計	300
合計	3,485

その他、外部向けに各回以下の部数を発送予定

1063件	1063部
5件	10部
9件	87部
1,077件	1,160部
	5件 9件

総計 4,645

発送業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	30
2	JICA北海道(帯広)	30
3	JICA筑波	50
4	JICA東京	30
5	JICA横浜	5
	JICA中部	20
7	JICA関西	5
8	JICA中国	50
9	JICA九州	3
10	JICA二本松	50
11	JICA駒ヶ根	10
12	JICA東北	15
	JICA北陸	1
14	JICA四国	1
	小計	200

ī		4-44
ļ	在外事務所・支所等	部数
1 2	<u>アジア・太洋州</u> インドネシア	72
2	マレーシア	85
3	フィリピン	150
4	91	120
5 6	カンボジア ラオス	75 70
7	東ティモール	30
8	ベトナム	20
9	ミャンマー	30
10	中華人民共和国	40
11 12	モンゴル	30 5
9 10 11 12 13 14	ブータン パングラデシュ	90
14	インド	50
15	ネパール	5
16	パキスタン	250
17 18	スリランカ アフガニスタン	3 5
19	キルギス	9
20	タジキスタン	5
21	ウズベキスタン	80
22	モルディブ	5
23 24	ジョージア アルメニア	10 N/A
	小計	1,239
	中䜣車	1,200
25	イラン	1
26	イラク	10
27 28	パレスチナ ヨルダン	5 15
29	シリア	5
30	エジプト	9
31	モロッコ	30
32	チュニジア	5
33 34	レバノン	N/A 30
35	イエメン サウジアラビア	N/A
36	アルジェリア	N/A
	小計	110
37	アフリカ	0
38	スーダン エチオピア	120
39	ガーナ	400
40	ケニア	60
41	マラウイ	5
42	ナイジェリア	100
43 44	南アフリカ共和国	50
44	ウガンダ タンザニア	30 10
46	ザンビア	80
47	アンゴラ	2
48	フルキナファソ	5
49	カメルーン コートジボワール	3 20
50 51	マダガスカル	50
52 53	モザンビーク ルワンダ	10 10
54	セネガル	0
55	コンゴ民主共和国	1
56	南スーダン	50
57	ジブチ	5
58	リベリア	N/A
59	シエラレオネ	N/A
60	ボツワナ	25
61	ナミピア	50
62	ジンバブエ	6
63		0
64	ガボン	10
65	ベナン	0

大从市农工 十二年	☆ □ * Ŀ
在外事務所·支所等	部数
北米·中南米	
68 キューバ	N/A
69 アルゼンチン	30
70 ドミニカ共和国	5
71 エルサルバドル	15
72 グアテマラ	5
73 ホンジュラス	10
74 メキシコ	10
75 ニカラグア	2
76 パナマ	10
77 セントルシア	10
78 アルゼンチン	N/A
79 ボリビア	159
80 <u>ブラジル</u> 81 ブラジリア	60
	3
82 エクアドル	20
83 パラグアイ	10
84 ペルー 85 アメリカ合衆国	30
	30
	5 25
	15
88 <u>コスタリカ</u> 89 ウルグアイ	20
90 FU	5
90 アク 91 コロンピア	1
91 コロンレア 92 ベネズエラ	5
小計	485
大洋州	400
93 フィジー	71
94 ハイチ	3
95 パプアニューギニア	3
96 トンガ	14
97 バヌアツ	15
98 サモア	35
99 ソロモン	60
100 マーシャル	6
101 ミクロネシア	6
102 パラオ	10
103 キリバス	N/A
小計	223
欧州·東欧	
104 トルコ	3
105 バルカン	10
106 フランス	10
107 イギリス	3
小計	26

③国際協力機構年報 和文 送付先別送付数一覧

在外事務所·支所等小計	527
国内拠点小計	240
合計	767

その他、外部向けに年1回」	以下の部数	を発送予定
国内(1部、ゆうメール)	448件	448部
国内(2部、ゆうメール)	0件	0部
国内(3部以上、宅配便)	3件	83部
合計	451件	531部

1,298 総計

発送業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	5
2	JICA北海道(帯広)	30
3	JICA筑波	30
4	JICA東京	2
5	JICA横浜	15
6	JICA中部	30
7	JICA関西	30
8	JICA中国	20
9	JICA九州	30
10	JICA沖縄	2
11	JICA二本松	10
12	JICA駒ヶ根	2
13	JICA東北	9
14	JICA北陸	10
15	JICA四国	15
	小計	240

	在外事務所·支所等	部数		在外事務所·支所等
	アジア・太洋州			北米·中南米
1	インドネシア	7	69	キューバ
2	マレーシア	4		ドミニカ共和国
3	フィリピン	10		エルサルバドル
4	91 	5		グアテマラ
5	カンボジア	5		ホンジュラス
6	<u>ラオス</u>	10		メキシコ
7 8	東ティモール	5 4		ニカラグア
9	ベトナム ミャンマー	5		パナマ セントルシア
10	中華人民共和国	10		アルゼンチン
11		3		ボリビア
12	ブータン	5		ブラジル
13	バングラデシュ	5		ブラジリア
14	インド	5		エクアドル
15	ネパール	4	83	パラグアイ
16	パキスタン	5	84	ペルー
17	スリランカ	5		アメリカ合衆国
18	アフガニスタン	0	86	ハイチ
	キルギス	6		ジャマイカ
20		5		ベリーズ
21	ウズベキスタン	1		コスタリカ
	モルディブ	5		ウルグアイ
23		5		チリ
24	アルメニア	N/A N/A	92	
23	小計		93	ベネズエラ 小計
	中近東	119		大洋州
26	イラン	5	94	
	イラク	5		パプアニューギニア
	パレスチナ	10		トンガ
	ヨルダン	6		バヌアツ
30	シリア	3	98	サモア
31	エジプト	5		ソロモン
32	モロッコ	5	100	マーシャル
	チュニジア	3		ミクロネシア
34		N/A		パラオ
	イエメン	5		キリバス
36		N/A		小計
37	アルジェリア	N/A	ا. ـ . ا	欧州·東欧
	小計	47		トルコ
20	アフリカ	٥		バルカン
39	スーダン エチオピア	0 5		<u>イギリス</u> フランス
	ガーナ	5		ウクライナ
41		2		小計
42	マラウイ	5	ı	·
43	ナイジェリア	5		
44	南アフリカ共和国	5		
45	ウガンダ	5		
46		5		
47		5		
48		3		
49		5		
	カメルーン	5		
	コートジボワール	5		
	マダガスカル	5		
53		5		
54	ルワンダ	6		
55 56		5		
	コンゴ民主共和国	6		
57	南スーダン	5		
58		3		
59		N/A		
60	シエラレオネ	N/A		
61		5		
62	ナミビア	7		
0.0				

部数

5 180

	在外事務所·支所等	部数
アジア	· 太洋州	
1 インド	ネシア	7
マレー	・シア	4
3 フィリ		10
4タイ		5
カンオ	ジア	5
ラオス		10
東ティ	モール	5
ベトナ	- L	4
ミャン		5
	人民共和国	10
[モンコ		3
	!ン 「ラデシュ	5
3 <u>バン</u> 5 4 インド		5
カパー	-JV	4
パキス		5
7 215		5
アフカ	ニスタン	0
キルニ		6
	・スタン	5
	ドキスタン	1
2 モルラ	ディブ	5
3 ジョー	ジア	5
4 カザフ	スタン	N/A
アルメ	ニア	N/A
小計		119
中近		
イラン		5
イラク		5
パレス		10
ヨルダ		6
シリア	۲ ۰	5
1 <u>エジフ</u> 2 モロッ	7 7	5
	<u></u> ジア	3
4 レバノ		N/A
イエメ		5
	 アラビア	N/A
	ブェリア	N/A
小計		47
アフリ	th control of the con	
3 スータ		0
エチオ	ピア	5
ガーナ	-	5
<u>ケニア</u>	<u>'</u>	2
マラウ		5
	ジェリア	5
	ブリカ共和国 パダ	5
3 タンサ		5
	<u>ー/</u> ア	5
アンコ		3
ブルキ		5
カメル		5
1] – ト	・ジボワール	5
マダカ		5
3 モザン		5
4 ルワン		6
セネナ		5
	民主共和国	6
7 南ス-		5
ジブラ		3
リベリ		N/A
シエラ		N/A
ボックエン		5
		_
ナミピ		7
3 <u>ジンノ</u>		5
4 ニジェ		3
ガボ ン	/	5

④国際協力機構年報 英文 送付先別送付数一覧

在外事務所·支所等小計	1,337
国内拠点小計	29
合計	1,366

その他、外部向けに年1回	以下の部数	女を発送予定
国内(1部、ゆうメール)	155件	155部
国内(2部、ゆうメール)	1件	2部
国内(3部以上、宅配便)	1件	30部
海外発送	32件	32部
合計	189件	219部

総計 1,585

発送業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	2
2	JICA北海道(帯広)	2
3	JICA筑波	2
4	JICA東京	2
5	JICA横浜	2
	JICA中部	2
7	JICA関西	2
8	JICA中国	2
9	JICA九州	2
10	JICA沖縄	2
11	JICA二本松	2
12	JICA駒ヶ根	1
13	JICA東北	2
14	JICA北陸	2
	JICA四国	2
小計		29

	在外事務所·支所等	部数		在外事務所・支所等	部数
		11/3/			прях
	アジア・太洋州	15	60	北米·中南米	-
1 2	インドネシア マレーシア	15 5	69 70	キューバ ドミニカ共和国	5 35
3	フィリピン	10	71	エルサルバドル	აა 15
4	91	10 20	72	グアテマラ	15 5
5	カンボジア	15	73	ホンジュラス	15
6	ラオス	7	74	メキシコ	15
7	東ティモール	15	75	ニカラグア	15
8	ベトナム	4	76	パナマ	15
9	ミャンマー	15	77	セントルシア	15
10	中華人民共和国	20	78	アルゼンチン	15
11 12	モンゴル	3 15	79 80	ボリビア ブラジル	5 15
13	ブータン バングラデシュ	5	81	エクアドル	15
14	インド	5 15	82	パラグアイ	15 15
15	ネパール	12	83	ペルー	15
16	パキスタン	15	84	アメリカ合衆国	125 15
17	スリランカ	15 15	85	ハイチ	15
18	アフガニスタン	0	86	ジャマイカ	15
19	キルギス	9 15	87	ベリーズ コスタリカ	5
20	タジキスタン		88		10
21 22	ウズベキスタン	1 15	89 90	ウルグアイ チリ	15 0
23	モルディブ ジョージア	25	91	コロンビア	15
24	カザフスタン	N/A	92	ベネズエラ	15
25	アルメニア	N/A		小計	430
	小計	271		大洋州	
	中近東		93	フィジー	15
26	イラン	15	94	パプアニューギニア	15
27	イラク	15	95	トンガ	15
28 29	パレスチナ	20 30	96 97	バヌアツ	15
30	ヨルダン シリア	6	98	サモア ソロモン	15 15
31	エジプト	15	99	マーシャル	15
32	モロッコ	15	100	ミクロネシア	15
33	チュ ニ ジア	5	101	パラオ	15
34	レバノン	N/A	102		N/A
35	イエメン	15		小計	135
36	サウジアラビア	N/A		欧州·東欧	
37	アルジェリア	N/A	103		15
	小計 アフリカ	136	104 105	バルカン イギリス	15
38	スーダン	0	106	フランス	1 15
39	エチオピア	0	107	ウクライナ	1
40	ガーナ	11		小計	47
41	ケニア	10			
42	マラウイ	15			
43	ナイジェリア	3			
44	南アフリカ共和国	5			
45 46	ウガンダ	15			
46 47	タンザニア ザンビア	15 15			
48	アンゴラ				
		7			
49	ブルキナファソ	15			
	ブルキナファソ カメルーン				
49	ブルキナファソ	15			
49 50	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール	15 15			
49 50 51	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク	15 15 15			
49 50 51 52 53 54	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ	15 15 15 15 15 15			
49 50 51 52 53 54 55	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モグリング レフンダ セネガル	15 15 15 15 15 15			
49 50 51 52 53 54 55 56	ブルキナファソ カメルーン コートジポワール マダガスカル モダガスカル レフンダ セネガル コンゴ民主共和国	15 15 15 15 15 15 5			
49 50 51 52 53 54 55	ブルキナファソ カメルーン コートジポワール マダガスカル マダガスカル フング セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン	15 15 15 15 15 15			
49 50 51 52 53 54 55 56 57	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ	15 15 15 15 15 15 5 15			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58	ブルキナファソ カメルーン コートジポワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ	15 15 15 15 15 15 5 15 15			
49 50 51 52 53 54 55 56 57	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ	15 15 15 15 15 15 5 15			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボツワナ ナミピア	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シブラレオネ ボッワナ ナミピア ジンパブエ	15 15 15 15 15 15 15 5 15 15 15 10 30			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボッワナ ナミピア ジンパブエ ニジェール	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 6			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64	ブルキナファソ カメルーン フト・ジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボッワナ ナミピア ジンパブエ ニジェール ガボン	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 6 6			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 60 61 62 63 64 65	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボツワナ ナミビア ジンパブエ ニジェール ガボン ペナン	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 5 5 15			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボツワナ ナミピア ジンノヴェ ニジェール ガボン ベナン リベリア	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 6 6 5 5			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボツワナ ナミピア ジンパブエ ニジェール ガボン ベナン リベリア ギニア	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 6 6 5 10			
49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66	ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ シエラレオネ ボツワナ ナミピア ジンノヴェ ニジェール ガボン ベナン リベリア	15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 10 30 6 6 5 5			

⑤クロスロード通常号/毎月発行 (国内発送分)

	送付部数
技術専門委員	146
進路相談カウンセラー	20
推進員	43
国会議員	156
大学連携	32
民間連携・自治体連携	30

⑥クロスロード(在外発送分)

在外事務所・支持	所等小計 93
合計	93

在外事務所·支所等	部数
アジア・太洋州	1
インドネシア マレーシア	1
マレーシア フィリピン	1
タイ	1
カンボジア	1
ラオス	1
東ティモール ベトナム	1 1
ミャンマー	1
中華人民共和国	1
モンゴル	1
ブータン	1
バングラデシュ インド	1 1
ネパール	1
パキスタン	1
スリランカ	1
アフガニスタン キルギス	0 1
タジキスタン	1
ウズベキスタン	1
モルディフ	1
ジョージア	1
カザフスタン アルメニア	1 0
小計	23
中近東	ı
イラン	1
イラク	1
パレスチナ	1 1
ョルダン シリア	0
エジプト	1
モロッコ	1
チュニジア	1
レバノン イエメン	<u>0</u> 1
サウジアラビア	0
アルジェリア	^
.i. = i	0
小計	8
アフリカ	8
アフリカ スーダン	0
アフリカ スーダン エチオピア	8
アフリカ スーダン エチオピア	0
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア	0 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア	0 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア	0 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア	0 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア	0 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル	8 0 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ ダンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ ルフンブ ルコンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ レフンダル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シエラレオネ	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンビーク ルワンダ ルフンブ ルコンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファ コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シェラレオネ ボッワナ ナミピア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートシボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シエラレオネ ボッワナ ナミビア ジンバブエ ニジェール	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファ コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シェラレオネ ボッワナ ナミピア	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートシボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シエラレオネ ボッワナ ナミビア ジンバブエ ニジェール	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シェラレオネ ボッワナ ナミピア ジンパブエ ニジェール	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
アフリカ スーダン エチオピア ガーナ ケニア マラウイ ナイジェリア 南アフリカ共和国 ウガンダ タンザニア ザンピア アンゴラ ブルキナファソ カメルーン コートジボワール マダガスカル モザンピーク ルワンダ セネガル コンゴ民主共和国 南スーダン ジブチ リベリア シェラレオネ ボッワナ ナミピア ジンパブエ ニジェール	8 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

在外事務所·支所等	部数
北米·中南米	
キューバ	0
ドミニカ共和国	1
エルサルバドル	1
ガフニラニ	
グアテマラ	1
ホンジュラス	1
メキシコ	1
ニカラグア	1
パナマ	1
セントルシア	1
アルゼンチン	1
ボリビア	<u>.</u> 1
ブラジル	
	1
エクアドル	1
パラグアイ	1
ペルー	1
アメリカ合衆国	1
ハイチ	1
ジャマイカ	1
ベリーズ	
	1
コスタリカ	1
ウルグアイ	1
チリ	1
コロンビア	1
ベネズエラ	1
小計	23
大洋州	
フィジー	1
パプアニューギニア	1
トンガ	1
バヌアツ	1
サモア	1
ソロモン	1
	- 1
マーシャル	1
	<u>'</u> 1
マーシャル ミクロネシア パラオ	
ミクロネシア パラオ	1
ミクロネシア パラオ キリバス	1 1 0
ミクロネシア パラオ キリバス 小計	1
ミクロネシア パラオ キリパス 小計 欧州・東欧	1 0 9
ミクロネシア バラオ キリバス 小計 欧州・東欧 トルコ	1 0 9
ミクロネシア バラオ キリバス 小計 欧州・東欧 トルコ バルカン	1 0 9
ミクロネシア バラオ キリバス 小計 欧州・東欧 トルコ バルカン フランス	1 0 9
ミクロネシア バラオ キリバス 小計 欧州・東欧 トルコ バルカン	1 0 9

⑦クロスロード増刊号/各年1回発行 (国内発送分)

	送付先	部数
	帰国隊員	29, 500
	技術専門委員	150
①OBOG号	進路相談カウンセラー	210
	推進員	430
	国会議員	160
	大学連携	30
	民間連携・自治体連携	30
小計		30, 510

	送付先	部数
	技術専門委員	146
	進路相談カウンセラー	20
	推進員	43
	国会議員	156
	大学連携	32
	民間連携・自治体連携	30
	JICA札幌	300
	JICA帯広	300
	JICA東北	1, 000
	JICA二本松	400
②応募勧奨号	JICA筑波	400
	JICA東京	800
	JICA地球ひろば	100
	JICA横浜	500
	JICA駒ヶ根	400
	JICA北陸	600
	JICA中部	700
	JICA関西	1, 000
	JICA中国	700
	JICA四国	800
	JICA九州	1, 400
	JICA沖縄	300
小計		10, 127

合計 (1)+(2)	40, 637

※応募勧奨号:国内機関は要望調査により変動。

⑧来日前研修員オリエンテーション資料一式

<書教量> テキスト 3,479 CD 2,788 手帳 3,430

	2,614	2,036	2,308	504	422	390	352	330	542	9	0	19
	7421	英語	**	ナキスト	仏語	7.6	ナキスト	高語	7.6	中[テキスト	O D	常語 千條
(ンドネシア	7421	100	7 0	7421	CD	74	7421	C D	74	7421		+4
マレーシア	170	70	0									
フィリピン	60	60	0									
タイ カンボジア	100	0	250 0									
ラオス	0	0	0									
東ティモール	45	20	90									
ベトナム ミャンマー	0	0	0									
中華人民共和国	0	0	0									
モンゴル	150	150	0									
ブータン	150	150	150									
バングラデシュ	150	150	250									
インド ネパール	150 100	150 0	100									
パキスタン	0	0	0									
スリランカ	220	220	220									
アフガニスタン	0	0	0									
キルギス	0	0	0							-		
タジキスタン ウズベキスタン	25 40	0 40	20 20									
モルディブ	35	35	35									
ジョージア	35	15	0									
アジア合計	1,430	1, 160	1, 135	0	0	0	•	0	0	0	9	
イラン	0	0	0									
イラク	0	0	0							\setminus		
パレスチナ	0	0	35									
ヨルダン	400		30									
エジプト イエメン	126 10	0	0									
モロッコ	0	0	0	20	20	10						
チュニジア	20	15	0	20	15	0						L
サウジアラビア	0	0	0									
中東合計	156	15	65	40	35	10	0	0	0	0	_0	$\perp =$
スーダン	00	00	20	-			ļ					
エチオピア ガーナ	20	20 0	80	-			ļ					-
カーア シエラレオネ	35	35	0	-			l					
ケニア	40	40	40									L
マラウイ	0	0	0							_		
ナイジェリア	150	150	150								_	
南アフリカ共和国	60	60	0									<u> </u>
ウガンダ タンザニア	0 50	0 50	0 50				 					
<u>タンサニア</u> ザンビア	0	0	50 0	1			l					1
アンゴラ	0	0	0				0	0	0			
ブルキナファソ				0	0	0	Ľ					
カメルーン	10	10	0	50	50	0						
コートジボワール				50	30	0						
マダガスカル	0	0	0	23	23	0						
モザンビーク ルワンダ	75 0	50 0	0	0	0	0						
セネガル	20	10	40	90	90	130						
コンゴ民主共和国	1 1			50	40	40						
南スーダン	30	30	45									
ジブチ				60	60	0						
ボッワナ	0	0	0									
ナミビア ジンパブエ	35	35	35									
シンハフェ ニジェール	45	45	45	30	15	0						
ガボン	+-+			50	50	20						
ベナン	37			37	15	0						
アフリカ合計	607	535	505	440	373	190	•	0	0	0	0	
キューバ							40	33	0	-		
ドミニカ共和国	+						90	0	0	-		
エルサルバドル グアテマラ	+						50 30	40 30	45 30			
ホンジュラス	+ +						30	30	30			
メキシコ	1							90	90			
ニカラグア							20	20	0			
パナマ							0	0	25	-		
セントルシア	0	0	0									
アルゼンチン ポリビア	0	0	0							-		
ブラジル												
	80	70	70				30	30	50 30			
			70				30	30	50 30 20			
エクアドル パラグアイ			70				0 0	0	30 20 0	\leq	\geq	
エクアドル パラグアイ ベルー			70				0	0	30 20		\leq	
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ	80	70		0	0	20	0 0	0	30 20 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ	80	70	12	0	0	20	0 0	0	30 20 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ	80 12 0	70 70 12 0	12	0	0	20	0 0	0	30 20 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハンチ ンジャマイカ ベリーズ コスタリカ	80	70	12	0	0	20	0 0	0	30 20 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ	80 12 0	70 70 12 0	12	0	0	20	0 0 0	0 0	30 20 0 0			
ェクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コロンビア	80 12 0	70 70 12 0	12	0	0	20	0 0 0	0 0 0	30 20 0 0			
ェクアドル パラグアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ ウルグアイ チリン デリン デリン デリン デリン ドア マネズエラ	12 0	12 0	12 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ ウルヴァイ テリ コロンビア コロンビア 中南米・北米会計	80 12 0	70 70 12 0	12	0	0	20	0 0 0	0 0 0	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルクアイ チリ コロンピア ベネズエラ 中南東・北美倉計 フィジー	12 0 0	70 12 0 0	12 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ ウルヴァイ テリ コロンビア コロンビア 中南米・北米会計	12 0	12 0	12 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ グリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コロンピア ベネズエラ マ中京米・北米会計 フィジー バブアニューギニア	12 0 0 0 100 25	12 0 0 0 82 100 25	12 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラクァイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリー コスタリカ ウルグアイ サリ ココンピア ペネズエラ エネ会計 アイジー エア・コー エア・コー エア・コー エア・コー エア・コー エア・アン エアッ サモア	12 0 0 92	12 0 0 100 25 20 35	12 20 0 102				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パタクアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中音素・主奏音計 フィジー バブアニューギニア トンガ バヌアッ サモア ソロモン	92 92 20 20 35 35	12 0 0 100 25 20 35 20	102 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグァイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルダアイ デリーズ コスタリカ ウルダアイ デリーズ コスシー アインニング アイ バブアニューギニア トンガ バスアッ サモア ソロモン マーシャル	12 0 0 100 25 20 35 20 30	12 0 0 100 25 20 35 20 0	102 0 0 0 25 35 0 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パタクアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中音素・主奏音計 フィジー バブアニューギニア トンガ パヌアッ サモア ソロモン マーンセル ミクロネンア	12 0 0 0 100 25 20 35 20 30 0	12 0 0 0 100 25 20 20 20 0 0	122 20 0 102 0 0 0 25 35 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルダアイ テリ ヨロンピア ベネズエラ 中間東・塩茶食計 フィジー バブアニューギニア トンガ バスアツ サモア ソロモン ミクロネシア パラオニ	12 0 0 0 120 20 35 20 30 30 30	12 0 0 0 0 25 25 20 0 0 0	12 20 0 102 0 0 0 0 25 35 20 0 0	0	0	20	0 0 0 40 3 333	0 0 0 40 3 316	300 200 0 0 0			
エクアドル パタクアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中音素・主奏音計 フィジー バブアニューギニア トンガ パヌアッ サモア ソロモン マーンセル ミクロネンア	12 0 0 0 100 25 20 35 20 30 0	12 0 0 0 100 25 20 20 20 0 0	122 20 0 102 0 0 0 25 35 20 0				0 0 0	0 0 0 40 3	30 20 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ チリ コスタリカ ウルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中音素・主衆會計 フィジー バブアニューギニア トンガ ゾフモン マーシャル ミクロネシア ベタオ スター バクオ オース デー バクオ オース デー アー バラオ ナルコ バルカン	12 0 0 0 120 20 35 20 30 30 30	12 0 0 0 0 25 25 20 0 0 0	122 200 0 102 0 0 0 255 350 0 0 0 0 0 5 5 105 105 105 105 105 105	0	0	20	0 0 0 40 3 333	0 0 0 40 3 316	300 200 0 0 0			
エクアドル バラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ テリ ココンピア ベネズエラ 中資金・名乗会計 フイジニ バジアニューギニア トンガ バスアウ ソロモン スタリカ フレビア スタンコ スタンコ スタンコ スタンコ スタンコ スタンコ スタンコ スタンコ	80 12 0 0 0 100 100 35 20 30 30 30 30 0	12 0 0 0 100 25 20 0 0 0 0 0 0	122 200 0 102 0 0 0 255 355 200 0 0 0 5 255 200 0 0	0	0	20	40 3 3 333	0 0 0 40 3 3 316	300 200 00 00 00 360			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中町条・生衆会計 フィジー バブアニューギニア トンガ ソロモン マーンセル ミクロネシア バクオ トルコ バルカン カクタイナ ボルカン カクタイナ 歌側会計	12 2 0 0 10 10 25 20 20 30 0 0 0 0 10 0 0 0 10 0 0 0 0 0 0 0 0	70 0 0 0 12 0 0 100 25 20 20 0 0 0 0	102 0 0 0 0 0 0 0 0 25 35 20 0 0 0 25 105 0 0	0	0	20	0 0 0 40 3 333	0 0 0 40 3 3 316	300 200 0 0 0			
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ ウルグアイ フラリカ ウルグアイ フラリカ フロンピア ベネズエ ラ素・全素食計 フィジー フィンー デー アージング アージ	12 0 0 0 100 100 20 35 20 30 0 0 0 0	12 0 0 0 100 25 20 0 0 0 0 0	102 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	20	40 3 3 333	0 0 0 40 3 3 316	300 200 00 00 00 360			
エクアドル パラグアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ フィンニ ペネズエラ 中国条・主米会計 フィジー ペンテ トンガ マーンャル ミクロネシア ペクテ トルコ パルカシ フクライナ 医側合計 レバノン大使館	122 0 0 100 100 255 20 20 30 0 0 0 0 0	70 12 0 0 100 25 20 0 0 0 0 0 0	102 0 0 0 0 0 0 0 0 25 35 20 0 0 0 25 105 0 0	0	0	20	40 3 3 333	0 0 0 40 3 3 316	300 200 00 00 00 360			
エクアドル バラクアイ バルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ コンピア ベネズニラ 中音楽・金米会計 フィグ デーニューギニア ング コスタン フレーズ ファースーギニア ング フロモン フロモン ス アロース フロース アース フロース アース アース アース アース アース アース アース アース アース ア	92 92 100 25 25 25 25 35 25 26 0 0 0	70 12 0 0 100 25 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	122 200 0 0 102 102 200 0 0 255 200 0 0 255 200 0 0	0	0	0	40 3 3 333	40 3 316	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル パタグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カルグアイ チリ コスタリカ カルグアイ チリ コンピア ベネズエラ 中音米・北米會計 フィジー ベジアニューギニア トンガ マーンャル ミクロネシア ベラオ トルコ ベルカン フを得合計 トルコ ベルカン大使館 トルクライナ トルコ アルン大使館 トルクダー ストルの データが全計	122 0 0 0 100 255 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	82 82 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 102 0 0 0 0 0 0 25 35 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0 0 0 0 40 3 3 333	0 0 0 0 40 3 316	300 200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル バタクアイ バルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カルグアイ テリ コロンピア ベネズエラ 中音楽・意楽会計 フィジー エイラ アンフー アンフー アンフー アンフー アンフー アンフー アンフー アンフー	92 92 100 25 25 20 35 20 0 0 0 0 0	12.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0	122 200 0 0 102 102 200 0 0 255 200 0 0 255 200 0 0	0	0	0	0 0 0 0 3 3 333 0 0	0 0 0 0 40 3 316	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル パタグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カルグアイ チリ コスタリカ カルグアイ チリ コンピア ベネズエラ 中音米・主米會計 フィジー ベスアフ サモア フィンエーギニア トンガ マニンギル ミクロネシア ベクアオ カー バルカン フクタイナ 佐館 トルコ バルカン フクタイナ を頼台計 レバノン大使館 トルクダム計 トルフ ルル ボルカン	122 0 0 0 100 255 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	82 82 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0 0 0 0 40 3 3 333	0 0 0 0 40 3 316	400 0 0 0 0 0			
エクアドル パクタアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ コンピア ペネズエラ 中国米・北米会計 フィジー ペブアニューギニア トンガ ゾフモン マーシャル ミクロネシア ペラカナ トルコ バルカン フクタイナ 医側合計 レバノン大機能 トルウダニスタン大機能 トルウダニスタン大機能	92 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	122 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 102 102 102 103 104 105 105 105 105 105 105 105 105	0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル パクタアイ ベルー ハイテ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カレクアイ テリ ロロンピア ベネスエラ 米倉計 フィジー ベススコ アンコ デー アンス アンコ デー アンス アンス アー	12 0 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	122 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 20 0 0 0 0 0 0 0 15 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 3 3 5 0 0	0 0 0 0 0 0 3 3 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル パラグアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ ウルグアイ テリ コスタリカ ウルグアイ テリ コンと ア ベネズエラ 中原条・生衆會計 フィジー パブアニューギニア トンガ ソローシン ア ソローシン ア メスエラ ア ナ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	12	12	122 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 10 10 10 10 10 10 5 3 3 3	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			
エクアドル パクタアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カレクアイ チリ コスタリカ カレグアイ テリ コンピア ベススニラ 本会計 フィジー エー	12 12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	122 200 0 0 0 0 0 155 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 3 3 5 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3		
エクアドル パクタアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ コンピア ペネズエラ 中国条・金米会計 フィジー ペンプ マーシャル ミクロネシア ペスア フマーシャル ミクロネシア パルカシ フマーシャル アルカ アルカ アルカ アルカ アルカ アルカ アルカ アルカ アルカ アル	92 100 100 25 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 3 3 5 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 100 100 100 100 100 100 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		
エクアドル パクタアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ カレクアイ チリ コスタリカ カレグアイ テリ コスタリカ カレグアイ テリ コンピア ベネズエラ 東倉計 フィジー エーア トレカ フィンボ マンス・シア マンス・シア スート エーア トレカ フィンス・カー エーア トレカ フィンス・カー エーア トレカ フィンス・カー エーア トレカ エーア エーア トレカ エーア トレカ エーア	12	70	122 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 3 3 5 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3		
エクアドル パクタアイ ペルー パクタアイ ペルー パン・ パン・ フィマイカ ペリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ フィン・ ペスエラ 中国条・主米会計 フィジー ペスエラ ヤンボ インア エーギニア トンガ ソロモン マーンャル ミクロネンア ペスア リフーシャル ミクロネンア パルカン フクタイナ 医伸 動 レバノン大機館 トルウダー トルコ バルカン フクタイナ 既領会計 ルボ ボルカン 大機館 トルウダー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92 100 100 25 20 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	12 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	12 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 3 3 5 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 100 100 100 100 100 100 1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		
エクアドル パクタアイ ペルー パクタアイ ペルー パン・ パン・ フィマイカ ペリーズ コスタリカ フルグアイ チリ コスタリカ フルグアイ チリ フィン・ ペスエラ 中国条・主米会計 フィジー ペスズニラ 中国条・大・ アン マーンャル ミクロネシア ペスア リワモン アー スクア オー スクア スクア オー スクア スクア オー スクア オー スクア スクア オー スクア	80 12 0 0 100 25 20 30 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	35 5 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		
エクアドル パクタアイ ペルー ハイチ ジャマイカ ペリーズ コスタリカ カレグアイ チリ コスタリカ カレグアイ テリ コスタリカ カレグアイ テリ コンピア ベネスエ ラ来音計 フィジー エーア トレガ インア ニーア トレガ インア ー エーア トレガ ー エーア ー エー	12	200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		
なクアドル (ラグアイ (ドルー (マグアイ (ドルー (イチ ジャマイカ (ドリーズ)フィマ (リーズ)コスタリカ カルグアイ ドリ ロコンピア マーンスタリカ フィジー (マブアニューギニア マーンマル マーンマル マーンマル (マオア (マオア)マースタリカ (マオア)マースタ	80 12 0 0 100 25 20 30 30 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	32 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 10101000 5 3 3 3 100 1000 20 2 2 0 0 0 0 0 1 1 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		
エクアドル パラグアイ ベルー ハイチ ジャマイカ ベリーズ コスタリカ フルグアイ コスタリカ フルグアイ コスタリカ フルグアイ コスタリカ フィジー ベネスエラ 本産計 フィジー エア アー	12	200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	102 20 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	400 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 0 3 3		

⑨青年研修向け教材

版種	送付先	送付部数	
タイ語	タイ事務所	50	1
カンボジア語	カンボジア事務所	10	2
インドネシア語	東ティモール事務所	155	3
ベトナム語	ベトナム事務所	10	4
ミャンマー	ミャンマー事務所	0	
ダリ語	アフガニスタン事務所	5	5
ロシア語	キルギス事務所	5	6
ロシア語	ウズベキスタン事務所	5	7
ロシア語	ジョージア支所	5	8
ロシア語	タジキスタン支所	5	9
アラビア語	イラク事務所	5	10
アラビア語	ヨルダン事務所	5	11
アラビア語	エジプト事務所	3	12
アラビア語	チュニジア事務所	50	13
トルコ語	トルコ事務所	5	14
ロシア語	在トルクメニスタン大使館	5	15
モンゴル語	モンゴル事務所	150	16
合計		473	

⑩国内機関研修員物品送付リスト

	1	2	3	4	5	6
	撤章 (パッジ)	修了証書 台紙(黄)	メ <i>デ</i> ィカル カード短期(黄)	メディカル カード長期(青)	災害 マニュアル	修了証書 ケース(青)
重さ (グラム)	20	5	5	5	10	350
サイズ	30 × 43mm	A4	A4	A4	80 × 105mm	A4
札幌	0	250	0	50	0	240
帯広	200	500	500	50	0	100
筑波	400	500	400	100	0	500
東京	5,000	2,950	2,000	200	2,000	0
横浜	0	1,000	500	100	0	200
中部	400	600	200	100	300	400
関西	1,000	1,400	1,000	300	1,000	1,000
中国	500	400	300	600	300	200
九州	1,000	1,300	1,000	300	1,000	1,300
沖縄	100	400	200	30	0	150
東北	70	580	50	20	100	220
北陸	100	350	300	40	250	300
四国	400	100	460	30	400	280
二本松	0	0	0	0	0	0
駒ヶ根	0	0	0	0	0	0
国内事業部	0	209	190	80	0	974
合計	9, 170	10, 539	7, 100	2, 000	5, 350	5, 864

定期刊行物・研修教材の配送業務に係る年間費用積算表

<費用内訳>

<費用内訳>				
1. JICA Magazine(和) 添付4シート①参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール(1部):ラベル作成・貼り付け・梱包	120,960		0	
②国内ゆうメール(1部): 封筒	120,960		0	
②国内ゆうメール(1部):送料	120,960		0	
③国内ゆうメール(2部):ラベル作成・貼り付け・梱包	558		0	
④国内ゆうメール(2部): 封筒⑤国内ゆうメール(2部): 送料	558 558		0	
⑤国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	1,314		0	
②国内宅配便発送: 梱包資材	1,314		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域·重量別)	1,314		手入力	
③海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	570		0	
⑩海外発送:梱包資材	570		0	
⑪海外発送:送料(地域・重量別)	570		手入力	※シート①から積算して下さい。
		小 計	0	
2. JICA Magazine(英) 添付4シート②参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール(1部):ラベル作成・貼り付け・梱包	4.260		0	
②国内ゆうメール(1部): 封筒	4,260		0	
②国内ゆうメール(1部):送料	4,260		0	
③国内ゆうメール(2部):ラベル作成・貼り付け・梱包	30		0	
④国内ゆうメール(2部):封筒	30		0	
⑤国内ゆうメール(2部):送料	30		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	84		0	
⑦国内宅配便発送: 梱包資材 ⑧国内宅配便発送: 送料(地域·重量別)	84		手入力	
③海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	384		1	
⑩海外発送: 梱包資材	384		0	
①海外発送:送料(地域・重量別)	384			※シート②から積算して下さい。
ON THE RESERVE THE MAN		小 計	0	
	•			
3. JICA年報(和) 添付4シート③参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール(1部):ラベル作成・貼り付け・梱包	448		0	
②国内ゆうメール(1部):封筒	448		0	
②国内ゆうメール(1部):送料 ③国内ゆうメール(2部):ラベル作成・貼り付け・梱包	448		0	
④国内ゆうメール(2部):封筒	0		0	
⑤国内ゆうメール(2部):送料	0		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	17		0	
⑦国内宅配便発送:梱包資材	17		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	17		手入力	
⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	89		0	
⑪海外発送:梱包資材	99		0	
①海外発送:送料(地域·重量別)	99	ı\. = 1.		※シート③から積算して下さい。
		小 計	0	
4. JICA年報(英) 添付4シート④参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	156	—	0	
②国内ゆうメール: 封筒	156		0	
②国内ゆうメール:送料	156		0	
③国内ゆうメール(2部):ラベル作成・貼り付け・梱包	15		0	
④国内ゆうメール: 封筒	15		0	
⑤国内ゆうメール:送料 ⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	15		0	
⑤国内宅配使先送: 処名ラベル作成・貼り付け・個包 ⑦国内宅配便発送: 梱包資材	1		0	
②国内宅配使先送: 個已員初 ⑧国内宅配便発送: 送料(地域·重量別)	1		手入力	
⑤国内七郎(光送・送杯(地域・星重加)⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	131		1	
⑩海外発送:梱包資材	131		0	
①海外発送:送料(地域·重量別)	131			※シート④から積算して下さい。
		小 計	0	
5. クロスロード国内(通常号) 添付4シート⑤参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	8,560		0	
②国内ゆうメール:封筒	8,560		0	
②国内ゆうメール:送料	8,560	小 計	0	※シート⑤から積算して下さい。
	I	(1. B)		ふっ 「じから傾昇して下でい。

6. クロスロード在外(通常号・増刊号) 添付4シート⑥参照	想定件数	単価	金額	
①海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	1,116		0	
②海外発送:梱包資材	1,116		0	
③海外発送:送料(地域・重量別)	1,116		手入力	※シート⑥から積算して下さい。
		小 計	0	
7. クロスロード増刊①OBOG号 添付4シート⑦参照	想定件数	単価	金額	
①国内ゆうメール∶ラベル作成・貼り付け・梱包	30,510		0	
②国内ゆうメール: 封筒	30,510		0	
②国内ゆうメール:送料	30,510		0	
		小 計	0	※シート⑦から積算して下さい。
8. クロスロード増刊②応募関心者号 添付4シート⑦参照	想定件数	単価	金額	
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	443		0	
②国内宅配便発送:梱包資材	443		0	
③国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	443		手入力	
		小 計	0	※シート⑦から積算して下さい。
			A +=	
9. 来日前研修員オリエンテーション資料一式 添付4シート⑧参照	想定件数	単価	金額	
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	17		0	
②国内宅配便発送: 梱包資材	17		0	
③国内宅配便発送:送料	17		手入力	
④海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	67		0	
⑤海外発送:梱包資材	67		0	
⑥海外発送:送料	67		手入力	※シートから⑧積算して下さい。
		小 計	0	
10. 青年研修向け教材 添付4シート ⑨参照	想定件数	単価	金額	
①海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	16		0	
②海外発送:梱包資材	16		0	
③海外発送:送料	16		手入力	※シート⑨から積算して下さい。
		小 計	0	
11. 国内機関研修員用物品 添付4シート⑩参照	想定件数	単価	金額	
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	13		0	
②国内宅配便発送:梱包資材	13		0	
③国内宅配便発送:送料	13		手入力	※シート⑩から積算して下さい。
		小 計	0	
1年間合計			0	
2年間合計			0	

【留意事項】

- (1)上記の各定期刊行物について費用を積算願います。なお、単価については<u>税抜価格</u>を計上して下さい。
- (2)上記表に記入している件数については、今年度の予測(添付2)を踏まえ作成したものであり、実際の契約件数ではないことに留意ください。
- (3)国内及び海外発送料に関しては、日本国内は地域ごと、海外は国ごとに区分してそれぞれの単価を示したものを、入札金額根拠として併せて提出下さい。入札金額根拠として算出した単価については、入札後に増額変更はできないことに留意ください。特に海外発送については、トラッキングが可能で各地域に配送できることが確実なクーリエを選定の上、単価を設定して下さい。

書類 定期刊行物 単価表

					アジア地	域					
地域 重量(Kg)	イシ ンドガタ中ィレト ラマベ マイレト 大 素 戦台 アル 大 素 戦台 アイレト 大 港 国 湾 内 マ マ マ マ マ マ マ マ ス り ス り 、 大 き 、 大 き 、 大 き き き き き き き き き き き き	カンボジア ミャンマー ラオス	ブータン	パキスタン	アフガニスタン	インド	スリランカ パングラデ シュ モルディブ	ネパール モンゴル	東ティモール	ウズベキス タルギスタ タジキスタ カザフスタ	その他 ア ジア地域
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5											
1											
1.5											
2											
2.5											
3.5											
4											
4.5											
5											
5.5											
6											
6.5											
7.5											
7.5											
8.5											
9											
9.5											
10											
11											
12											
13											
14 15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26 27											
28											
29											
30											
以後1.0kg											

			大洋州	地域			
地域	フィジー	サモア	パプアニュー	バヌアツ	ミクロネシア	ソロモン	その他 大洋
		トンガ	ギニア		パラオ	キリバツ	州地域
			ニュージーランド		マーシャル ナウル	モーリシャス シエラレオー	
			オーストラリ		7.770	オ	
重量 (Kg)			ア			ツバル	
						グラナダ	
						フレンチポリ	
						ネシア	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5		丰皿	- 100	- 12	- 12	- 12	- 12
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5	5						
6							
6.5	5						
7	1						
7.5	5						
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg	g						

				中東地域				
地域	エジプト	モロッコ	イエメン	甲果地域	イラク	イラン	イスラエル	その他 中東地
坦城,	チュニジア	- EU91	サウジアラビ ア	シリア	1 99	192	イスラエル (パレスチ ナ)	域 域
重量(Kg)			クェート レバノン カタール UAE リビア バーレーン					
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5								
1								
1.5								
2								
2.5								
3								
3.5								
4								
4.5								
5								
5.5								
6								
6.5								
7.5								
8								
8.5								
9.5								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
以後1.0kg								

			アフリカ]地域			
地域	ケニア	コートジボ	カメルーン	エチオピア	ニジェール	モザンビーク	その他 アフ
	ザンビア ジンバブエ	ワール		ジプチ	マリ ギニア	エリトリア	リカ地域
	シンハフエ セネガル	ベナン コンゴ民主共		スーダン	キニア	ガンビア レソット	
	タンザニア	和国		南スーダン		リベリア	
重量 (Kg)	ナイジェリア	ナミビア				ソマリア	
	マラウイ 南アフリカ	ルワンダ				スワジーラン ド	
	ボツワナ					アンゴラ	
	ブルキナファソ					アルジェリア	
	マダガスカル セネガル					コモロ ギニアビサウ	
	ウガンダ ガーナ					ガボン	
		W /m	NV /m	11/ Jun	NV Im		
0.5	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5 6							
6.5							
7.5							
7.5							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							
~ スス 1. UN 8							

中南米地域								
地域 重量(Kg)	チリ アルゼンピア コロラグアアイ ウルネズルード ウス・ベルード ブラジピソーナ キュライア・ キュライアナ	パナマ ジャマイカ ホンジュラス コスタリカ エルサルバド グアテマラ ニカラグア	メキシコ	ゼントルシアドミニカ	ドミニカ共和	ベアバレト セート ネア セトー・イン・バントラナー・バン リー・バー・アンドル・ファビー・ボー・デンギリトァビー・バン・リー・ドン・リネー・アン・メート・バン・リー・バン・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・バー・	その他・中南 米地域	
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
0.5								
1 1 5								
1.5								
2.5								
3								
3.5								
4								
4.5								
5								
5.5								
6.5								
7								
7.5								
8								
8.5								
9								
9.5								
10 11								
12								
13								
14								
15								
16								
17 18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26 27								
28								
29								
30								
以後1.0kg								

	欧州地域·北米							
地域	アメリカ合衆国	英国	セルビア	オーストリア	ハンガリー	トルコ	スイス	その他
	カナダ	フランス	オーストリア	ギリシャ	デンマーク	オランダ	キプロス	欧州地域• 北米
			ベルギー	グレナダ	エストニア	ノルウェー	ブルガリア	
			ドイツ	マルタ	チェコ	アイルランド	ルーマニア	
重量			イタリア	ポーランド	コソボ	フィンランド	ウクライナ	
(kg)			デンマーク	ポルトガル	スペイン	スェーデン	ルクセンブルグ	
			モーリタニア	バルカン	ボスニアヘレ ツボビア			
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5								
1								
1.5								
2								
2.5								
3								
3.5								
4.5								
5								
5.5								
6								
6.5								
7								
7.5								
8								
8.5								
9								
9.5 10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20 21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
以後1.0kg								

荷物 定期刊行物 単価表

	アジア地域								
地域	インドネシア シンガポール タイ、中国 フィリピン	カンボジア ミャンマー ラオス	ブータン	パキスタン	アフガニスタン	インド	スリランカ バングラデシュ モルディブ		
重量 (Kg)	マレーシアベトナム韓国、香港、台湾								
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価		
0.5									
1									
1.5									
2									
2.5									
3.5									
3.5									
4.5									
5									
5.5									
6									
6.5									
7									
7.5									
8									
8.5									
9.5									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19 20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
以後1.0kg									

	大洋州地域								
地域	フィジー	サモア トンガ	パプアニューギニア ニュージーランド オーストラリア	バヌアツ	ミクロネシア パラオ マーシャル	ソロモン	その他 大洋州地域		
重量 (Kg)									
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価		
0.5									
1									
1.5									
2									
2.5									
3									
3.5									
4.5									
4.5									
5.5									
6									
6.5									
7									
7.5									
8									
8.5									
9									
9.5									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21 22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
以後1.0kg									

				中東地域			
地域	エジプト チュニジア	モロッコ	イエメン サウジアラビア クェート レバノン カタール	ヨルダン シリア	イラク	イラン	イスラエル (パレスチナ) リビア
重量 (Kg)			UAE				
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5 9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25 26							
26							
28							
29							
30							
以後1 Okσ							

			アフリ	力地域			
地域 重量(Kg)	ケニア ザンパブル セネザニリア マンジューリア マラフリガーア マラフリガーカ ボツロキナスフカル セガスガル ウガンダ	コートジボワール ベナン コンゴ民主共和国 ナミピア ルワンダ	カメルーン	エチオピア ジプチ スーダン 南スーダン	ニジェール	モザンビーク ウガンダ コンゴ ガボン アルジェリア	その他 アフリカ3 域
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5		- - ш	IIII	— ш	一一 III	— іш	т ш
1							
1.5							
2							
2.5 3							
3.5							
4							
4.5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5 8							
8.5							
9							
9.5							
10 11							
12							
13							
14							
15 16							
17							
18							
19							
20 21							
21							
23							
24							
25							
26 27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

中南米地域										
地域 重量(Kg)	チリ アルゼンチン コロンビア パラグアイ ウルズズエラ ベペルー エクアドル	パナマ ジャマイカ ホンジュラス コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ニカラグア ハバナ	メキシコ	セントルシア ドミニカ	ドミニカ共和国	ベリーズ キューバ ハイチ	その他 中南米地域			
	ブラジル ボリビア 単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価			
0.5										
1										
1.5										
2										
2.5										
3.5										
4										
4.5										
5										
5.5										
6										
6.5										
7										
7.5										
8.5										
9										
9.5										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17 18										
18										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
以後1.0kg										

地域	アメリカ カナダ	英国 フランス	州地域・北米 セルビア	トルコ バルカン レバノン ウクライナ	その他欧州地域・北米
重量 (kg)	単価	単価	単価	単価	単価
0.5		半逥	- 平1111	半逥	半逥
1					
1.5					
2					
2.5					
3					
3.5					
4					
4.5					
5					
5.5					
6					
6.5 7					
7.5					
7.5					
8.5					
9					
9.5					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18 19					
20					
20					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
以後1.0kg					

国内宅配料金表

	東京都	千葉県		長野県	静岡県	宮城県 山形県 福島県	富山県 石川県 福井県	京都府	岩手県 秋田県	香川県 愛媛県	鳥根県県県県県県県県県県県県県県県県	北海道	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県	熊本県 宮崎県 鹿児島県	沖縄
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
重量(サイズ)															
2kg (60)															
5kg (80)															
10kg (100)															
12kg															
15kg															
20kg															

^{*} 以後、2.0kg, 5.0kg, 10.0kgで設定された金額を同重量毎に加算額とする。

			^		^									^
			0											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

書類・荷物(不定期分)の海外向け配送業務に係る年間費用積算表

<費用内訳>

内容	地域	金額
	1. 東アジア・東南アジア・南アジア	0
	2. 中央アジア	0
	3. 大洋州	0
	4. 中東	0
書類	5. アフリカ	0
	6. 南米	0
	7. 中米	0
	8. 北米	0
	9. 欧州	0
	1. 東アジア・東南アジア・南アジア	0
	2. 中央アジア	0
	3. 大洋州	0
	4. 中東	0
荷物	5. アフリカ	0
	6. 南米	0
	7. 中米	0
	8. 北米	0
	9. 欧州	0
合計		0

消費税を含めない金額 単位(円)

2

書類(不定期)

※記載している数量は、契約期間2年間における想定数量であり、同量の発送を約するものではありません。なお、想定数量は、2022年10月1日~2023年9月30日の1年間の実績値×2年間により算出しています。 ※EMSは日本郵便株式会社が定める基準額を上限として支払うため、本表には含まれません。

地域	3	東アジア 東南アジア 南アジア	,		中央アジ	7		大洋州	1		中東			アフリカ		南米			中米		(アメリ	北米カ、カナタ	「、メキシコ)		欧州		
重量 (Kg)					-									I												F	
		数量 /	小計	単価	数量		単価	数量		単価	数量 424	小計	単価	数量 小計	十 単価	量小	\#t	単価	数量 608		単価	数量		単価	数量		4
0.5		486	0		194 78		2	440 140			186	0		1550 578	0	636 196	0		216		0	134		1	156 44		4
1.5		270	0		24		0	44			64	0		264	0	60	0		34		0	16		4	16		5
2		112	0		8		0	20			32	0		140	0	22	0		30		0	2)	4		آد
2. 5		44	0		14	. (0	8	0		16	0		84	0	4	0		8		0	4)	2	0)
3		44	0		0	(0	4	0		8	0		36	0	4	0		0	-	0	2	C)	2	(j.
3.5		24	0		2	! (0	6	0		6	0		38	0	6	0		8	(0	2	0)	0	(j
4		24			2	! (0	2	0		2	0		16	0	2	0		6	-	0	2)	2	(J
4.5		24			0	(0	10	0		4	0		18	0	4	0		4		0	C)	0)
5		18			0	(0	2	C		0	0		36	0	2	0		0	-	0	2)	0		<u>)</u>
5. 5		16			0	(0	4	0		4	0		14	0	0	0		0		0	0			0		4
6.5		28 10			0	1 ()	0	0		8	0		32 10	0	2	0		8	- '	0	2)	0		4
0.0	-	14	0		2		2	2			2	0		12	0	0	0		- 0		0	0)	2		-
7. 5		12	0		2		n	2			2	0		6	0	0	0		0		0	- 0)	0		5
7.0		4	0		0		n	2	0		4	0		8	0	2	0		0		0	-			0		5
8. 5		4	0		4		0	0	0		0	0		4	0	0	0		0		0	C)	0		3
9		4	0		0		0	2	0		0	0		6	0	2	0		0		0	0)	0)
9. 5		10	0		0	(0	0	C		0	0		6	0	2	0		0		0		C)	2	()
10		10	0		0) (0	2	0		0	0		4	0	0	0		0	(0	C	C)	0	()
11		14	0		0	(0	4	0		2	0		4	0	0	0		2		0	(C)	0	(j
12		2	0		0) (0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	(0	C	0)	0	()
13		4	0		2		0	0	0		0	0		2	0	2	0		2	(0	C	C)	0		<u>)</u>
14		0	0		0) (0	2	0		2	0		6	0	0	0		0	-	0		0)	0		1
15		2	0		0) (0	0	0		0	0		0	0	0	0		0		0	0	0)	0		4
16		4	0		0		0	2	0		0	0		0	0	0	0		0	-	0)	0	(4
18	-	- 0	0		0	;	2	0			0	0		- 4	0	0	0		0		0)	0		-
19		0	0		0		n l	2			2	0		2	0	0	0		0		0	- 0)	0	-	4
20		2	0		0		n	0	0		0	0		0	0	0	0		0		0)	0		5
21		0	0		0		0	2	0		0	0		0	0	0	0		0		0		, and)	0		3
22		4	0		0		0	0	0		0	0		4	0	0	0		0		0	0	C)	0	C	J
23		2	0		0) (0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	(0	C	C)	0	0	כ
24		4	0		0	(0	0	0		2	0		2	0	0	0		0		0	C	0)	0	(į
25		0	0		0	(0	0	0		0	0		2	0	0	0		0	-	0				0		J
26		0	0		0	(0	0	0		0	0		0	0	0	0		0		0	C)	0	()
27		2	0		0	(0	0	0		2	0		8	0	0	0		0	-	0	C	C)	0	0	1
28		0	0		0) (0	0	C		0	0		0	0	0	0		0		0	C	C)	0	0	<u>)</u>
29		0	0		0	(0	0	0		0	0		0	0	0	0		0	-	0	0	C)	0		1
30		2	0		0	(0	0	0		0	0		0	0	0	0		0		0	0	0		0		4
l後1.0kg		0	0		0	(0	700	0		0	0		0 000	0	0	0		0		0	0.40)	230		0合計
t	i l	2,660	0		332	! (U	706		ll .	772	0	1	2,896	01	956	0	1	930		01	242	1 0) i	230		.11

荷物(不定期) 単価表

※記載している数量は、契約期間2年間における想定数量であり、同量の発送を約束するものではありません。なお、想定数量は2022年10月1日〜2023年9月30日の1年間の実績値×2年間により算出しています。 ※EMSは日本郵便株式会社が定める基準額を上限として支払うため、本表には含まれません。

地域 計 (Kg)	東アジア 東南アジア 南アジア		中央アジア		大洋州		中東		アフリカ		南米		中米	北米 (ア	'メリカ、カ)ナダ、メキシコ)		欧州		
単価	数量 小計	単価	数量 小計	単価	数量 小針	単価	数量 小計	単価	数量 小計	単価	数量 小計	単価	数量 小計	単価	数量	小針	単価	数量	小計	
0.5	246	0	50	0	88	0)	330	0	84	0	108	0	1		0	28		0
0. 3	148	0	22	0	32	0	46 (184	0	50	0	44	0		6	0	10		0
1. 5	34	0	4	0	6	0	8 (58	0	12	0	4	0		0	0	0		0
2	30	0	2	0	8	0	0 0)	20	0	2	Ö	4	0	_	2	0	2		0
2. 5	22	0	0	0	6	0	4 (46	0	4	0	16	0		2	0	0		0
3	68	0	10	0	16	0	12 (74	0	26	0	22	0		8	0	10		0
3. 5	28	0	10	0	2	0	6 (o l	22	0	8	0	6	0		2	0	0		0
4	22	0	0	0	0	0	0 ()	18	0	6	0	10	0		2	0	0		0
4. 5	12	0	4	0	0	0	4 (4	0	2	0	0	0		0	0	0		0
5	10	0	0	0	2	0	0 (10	0	2	0	0	0		0	0	0		0
5. 5	2	0	0	0	0	0	0 ()	6	0	4	0	4	0		0	0	0		0
6	18	0	4	0	0	0	0 (,	4	0	2	0	0	0		0	0	0		0
6. 5	4	0	2	0	0	0	0 (D	2	0	0	0	2	0	_	0	0	0		0
7	8	0	0	0	0	0	0 ()	4	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
7. 5	0	0	0	0	0	0	2 ()	4	0	2	0	0	0		0	0	0		0
8	6	0	0	0	0	0	2 ()	4	0	0	0	2	0		0	0	0		0
8. 5	4	0	0	0	0	0	0 ()	2	0	2	0	0	0		0	0	0		0
9	2	0	0	0	0	0	0 0)	6	0	2	0	0	0		0	0	0		0
9. 5	2	0	2	0	0	0	0 0)	4	0	0	0	0	0		0	0	2		0
11	0	0	0	0	0	0	0 0		2	0	4	0	2	0		2	0	0		0
12	8	0	2	0	2	0	2 (,	14	0	0	0	6	0		0	0	0		0
13	0	0	2	0	0	0	0 0	,	6	0	0	0	0	0		0	0	0		0
14	6	0	0	0	0	0	2 0		0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
15	2	0	0	0	2	0	4 (0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
16	6	0	0	0	0	0	4 (0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
17	4	0	2	0	2	0	0 0		0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
18	4	0	0	0	2	0	0 ()	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
19	0	0	0	0	0	0	0 (2	0	0	0	0	0		0	0	0		0
20	2	0	0	0	0	0	0 ()	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
21	2	0	0	0	0	0	0 0		0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
22	4	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
23	0	0	0	0	0	0	0 (0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
24	2	0	0	0	0	0	0 (,	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
25	0	0	0	0	0	0	0 (*	2	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
26	2	0	0	0	0	0	0 (,	2	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
27	0	0	0	0	0	0	0 (,	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
28	2	0	0	0	0	0	0 ()	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0
29	0	0	0	0	0	0	0 ()	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
30	4	0	0	0	0	0	0 ()	0	0	0	0	0	0	_	0	0	0		0
後1.0kg	0	0	0	0	0	0	0 0		0	01	0	0	0	0		0	0	0	1	0 合計

積算様式

1. 経費項目	
(1) 定期刊行物・研修教材の配送(国内・海外)に係る	系る経費
(2)書類・荷物(不定期分)の配送(海外)に係る約	径費
2. 合計(税抜)	
1. (1) +1. (2) =	円 (入札金額)
3. 消費税 1. (1)の国内発送×10% =	<u></u>
4. 合計(税込)	ш

第4 契約書(案)

請負契約書(単価契約)

- 1. 業 務 名 称 2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及び その他の書類・荷物の海外向け配送業務(単価契約)
- 2. 成 果 品 附属書 I 「業務仕様書」のとおり
- 3. 契 約 単 価 附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
- 4. 契 約 期 間 2024年4月1日から2026年3月31日まで
- 5. 受 渡 場 所 独立行政法人国際協力機構指定場所

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という。)と●● ● (以下「受注者」という。)とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に規定する成果品(以下、「成果品」という。)について、業務仕様書で定める期限までに完成させることを約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
 - 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約単価」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税額等」という。) とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号) の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降 における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定 める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合 は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施(安全対策を含む。)に関し、受注者から発注者に提出 する書類は、発注者の指定するものを除き、第9条に定義する監督職員を経由して提 出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第9条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

- 7 発注者は、本業務に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約は、本契約に基づく個々の請負契約(以下「個別契約」という。)に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

(業務内容の変更)

- 第2条 発注者は、必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者 に対する書面による通知により、業務内容の変更を求めることができる。
 - 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務 の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、 発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、 当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第 2 項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実 に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければ ならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該 協議の結果を書面により定める。

(再委託又は下請負の禁止)

- 第3条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ し、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得 たときは、この限りではない。
 - 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
 - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
 - (2)発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
 - (3)第20条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(権利義務の譲渡)

第4条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、 又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たとき は、この限りではない。

(契約単価)

第5条 契約単価は、附属書Ⅱ「契約単価表」(以下「契約単価表」という。)に記載の

とおりとする。

(発注)

- 第6条 発注者は、本契約に基づき発注するときは、受注者に対し、発注にかかる成果品、 数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。
 - 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。
 - 3 個別契約は、発注者による第 1 項の発注に対し、受注者が承諾したときに成立する ものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から 3 営業日以内に諾否の通知をしな かったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(最終校正の提出と承認)

第7条 削除

(業務責任者の届け出)

- 第8条 受注者は、本業務の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければ ならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
 - 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に業務の実施についての総括を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

(監督職員)

- 第9条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構総務 部総務課長の職にある者を監督職員と定める。
 - 2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を 有する。
 - (1) 本契約に基づく書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承 諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
 - 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に 係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限 に基づき了解することをいう。
 - (3)協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を 得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
 - 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
 - 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第 2 項で 定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注 者に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第 10 条 受注者は、業務仕様書に定める期限までに、成果品を発注者に提出しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の成果品を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。)以内に当該成果品の完成を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、成果品の提出が複数回に亘る場合には、発注者は成果品を受理する都度検査を行うこととする。
 - 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、再 検査を受けなければならない。
 - 4 受注者は、第 2 項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約不適合)

- 第 11 条 発注者は、成果品に業務仕様書との不一致がその他本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対しその契約不適合の修補、代替品の提供納入による履行の追完、契約金額の減額又はこれらに代えてもしくは併せて損害賠償を請求することができる。
 - 2 発注者は、成果品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 2 項の検査合格をもって免れるものではない。

(支払)

- 第12条 受注者は、第10条第4項に基づき、検査合格の通知を受け、かつ、成果品を発注者に引き渡したときは、発注者に月毎に支払を請求することができる。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第13条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引渡しを請求することができる。
 - 2 前項の損害賠償の額は、遅延にかかる個別契約の対価から既に引渡しを受けた部分 に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点にお ける政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利

率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第 12 条に従って支払義務を負う対価の 支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出 した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第14条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方 の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いず れかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくそ の状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受 注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措 置について協議し定める。
 - 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約 違反とはみなさない。

(一般的損害)

第 15 条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、 受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、 発注者が負担する。

(第三者に及ぼした賠償)

- 第 16 条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、発注者が当該第三者に賠償 を行わなければならない場合は、受注者が発注者に対してその賠償額を負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由 による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰す べき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - 3 前二項の場合において、その他の業務に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、 発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。
 - 4 本条及び前条の各規定は、本契約の業務が完了した場合においても同様とする。

(調査·措置)

- 第17条 受注者が、第18条第1項各号又は第20条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
 - 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
 - 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
 - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

- 第18条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無に関わらず、受注者は発注済金額(本契約に基づき成立した個別契約(履行済を含む。)にかかる対価の合計額をいう。以下同じ。)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。
 - (1)次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)又は不正競争防止法(平成5年法律第47号)第18条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の 受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に 違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原 資として違反行為が行われた場合に限る。)
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法」)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その 役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競 売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する 行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか)が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項 の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の 金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。

- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、 発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものと する。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第20条第2項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、 当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しない ことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者へ の通報を怠ったものについては、この限りでない。
- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違 反行為への関与が認められない者
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員(以下「免責構成員」という。)がいる場合は、当該共同 企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義 務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

(賠償金等)

- 第 19 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日か対価支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
 - 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して前項に定める期間を経過した日から、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

(発注者の解除権)

- 第20条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず して、本契約を解除することができる。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3)受注者が第22条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第18条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
 - (6)受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる とき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 二 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を 図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなど しているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、 又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - へ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、 発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったと き。
 - ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合(前項第4号の場合を除く。)は、受注者は発注者に対し発注済金額の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(発注者のその他の解除権)

第 21 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

- 第22条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。
 - 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第23条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査 に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当 該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(成果品の取扱い)

- 第24条 受注者が作成した成果品の所有権は、第10条第2項に定める検査合格の時に、 受注者から発注者に移転する。
 - 2 成果品の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第10条第2項に定める検査合格の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を一切行使しないものとする。また、成果品のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
 - 3 前項の規定は、第20条第1項、第21条第1項又は第22条第1項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(秘密の保持)

- 第25条 受注者(第3条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。)は、業務の実施上知り得た情報(以下「秘密情報」という。)を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられた

もの

- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について 事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製 してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者(下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。)が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等 において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合 は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む 書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を 含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消 去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければなら ない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第26条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程(平成29年 規程(情)第14号)及びサイバーセキュリティ対策実施細則(平成29年細則(情)第11号) を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

- 第 27 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報(「個人情報の保護に関する 法律」(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。) 第 60 条で定義され る保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。) を取り扱う場合は、次の各号 に定める義務を負うものとする。
 - (1)業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の 承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、 複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
 - (2)業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために 必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細

則(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

- (5)発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生した ときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、 速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
- (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が 適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示する ことができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(海外での安全対策)

- 第28条 成果品を完成させるため海外での業務が必要な場合、受注者は、業務従事者等の 生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講 じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。
 - 2 前項の規定を踏まえ、受注者は、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
 - (1)業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・死亡・後遺障害
- 3,000万円(以上)
- ・治療・救援費用
- 5,000万円(以上)
- (2)業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3)業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト(「JICA 安全対策研修・ 実技訓練について」)上で提供する渡航者向け安全対策研修(新 WEB 版)を業務 従事者等に受講させる。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置(渡航措置及び行動規範)を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又 は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受 注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うこと ができるものとする。

(契約の公表)

- 第29条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表 されることに同意するものとする。
 - 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める 情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
 - (1)発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
 - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における 最終職名)
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
 - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第30条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、 東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第31条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に 応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

※契約書の電子署名を行う場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する 電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より 効力を生じるものとする。 ※電子契約でない場合

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

20●年●●月●●日

発注者 東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事〇〇〇〇 受注者

業務仕様書

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第9条に定義する監督職員(以下、「監督職員」という。)の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿(発注者指定様式)に記録し、同第8条に定義する業務責任者(以下、「業務責任者」という。)と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2.(2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課長の職にある者 (以下、「契約第三課長」という。)が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものと みなす。ただし、1. (2)で定める契約第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二 者に加え、契約第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。 ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第25条第1項の各号の要件¹を満たす場合に 限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿(以下、これを「二者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - 主要な業務従事者(技術評価の対象となった者)の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約第三課長の三者による 打合簿(以下、これを「三者打合簿」という。)を以て変更内容とその必要性につ いて合意する。
 - 支払計画の変更
 - ・ 再委託先の決定・変更

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更(以下「契約変更」という。)することができる。

¹ 以下、契約事務取扱細則(抜粋)のとおり。

⁽¹⁾ 契約の同一性が確保されること。

⁽²⁾ 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

² 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- 業務内容の変更
- 契約金額の変更
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にか かる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、 業務責任者及び契約第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

契約単価表

様式集

<参考様式>

- ■入札手続に関する様式
 - 1. 競争参加資格確認申請書
 - 2. 委任状
 - 3. 共同企業体結成届 (共同企業体の結成を希望する場合)
 - 4. 質問書
 - 5. 機密保持誓約書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札:総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。 (https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

別紙

手続·締切日時一覧 (23a00842)

公告日 2024/02/28

e_sanka@jica.go.jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/03/05(火)正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/03/08(金)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載 はありません。
3	競争参加資格申請書・下見積書の提出	電子入札システム	2024/3/12(火) 正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
4	競争参加資格確認結果の通知	電子入札システム	2024/03/14(木)まで	-	確認結果を電子入札システムより通知します。
5	入札書の提出	電子入札システム	2024/03/18(月)正午まで		入札書については、電子入札システムの所定の項 目を入力ください。
6	入札執行 (入札会) の日時	電子入札システム	2024/03/19(火) 17:00		入札結果については電子入札システムより通知し ます。